

## ○結核定期健康診断について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長は定期の結核健康診断を行うこととされています。

定期的に健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげることを目的としています。

定期の結核健康診断実施後は所管の保健所（倉敷市保健所 F A X 4 3 4 - 9 8 0 5）へ御報告ください。

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者	(1)学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者	毎年度
	(2)病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者	
	(3)社会福祉施設(★の施設のみ)において業務に従事する者	
2 学校の長	(1)大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年数が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒	入学した年度
3 施設の長	(1)監獄に收容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度
	(2)生活保護法に規定されている施設に收容されている者 ★ 救護施設 更正施設	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
	(3)老人福祉法に規定されている施設に收容されている者 ★ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	
	(4)障害者自立支援法に規定されている施設に收容されている者 ★ ①障害者支援施設 ★ ②身体障害者更生援護施設 身体障害者更生施設 身体障害者援護施設 身体障害者授産施設 ★ ③知的障害者援護施設 知的障害者更正施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	
	(5)売春防止法に規定されている施設に收容されている者 ★ 婦人保護施設	
4 市町村長	(1)1～3の対象者以外の者(市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く)	65歳の達する日の属する年度以降において毎年度
	(2)市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期